

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新		
<p>第10章 料金等</p> <p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (工事費の支払義務)</p> <p>第67条 協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。）は、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する加入者交換機等接続回線設置等工事、第37条（その他の工事の請求）、第37条の2（DSL回線の回線調整工事）に規定する工事の申込み又は第37条の4（光信号端末回線の回線調整等工事）の承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>ただし、工事の着手前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これを返還します。</p> <p>(手続費の支払義務)</p> <p>第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) その協定事業者が光信号端末回線（端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。）、光信号中継回線（光信号中継伝送機能に係るものに限ります。）、光信号局内回線（光信号局内伝送機能に係るものに限ります。）又はその他の機能第23欄、第24欄若しくはルーティング伝送機能第1欄才欄に係る回線（以下「IP通信網回線」といいます。）の設置の申込みの承諾を受けたとき。</p> <p>附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号） (実施時期) 1 この改正規定は、平成26年4月9日から実施し、第71条（通信時間の測定等）に係るものを除き、平成26年4月1日に遡及して適用します。 (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している光信号電気信号変換機能（2-1の3第1欄ア欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。 (1) 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">端末回線伝送機能に係る料金の適用</td> <td>料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能について、(2)料金額欄に規定する機能を一体として利用する場合にあつては、2-1-1-1第6欄ア(ア)欄に掲げる料金額を適用します。</td> </tr> </table>	端末回線伝送機能に係る料金の適用	料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能について、(2)料金額欄に規定する機能を一体として利用する場合にあつては、2-1-1-1第6欄ア(ア)欄に掲げる料金額を適用します。	<p>第10章 料金等</p> <p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (工事費の支払義務)</p> <p>第67条 協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。）は、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する加入者交換機等接続回線設置等工事、第37条（その他の工事の請求）、第37条の2（DSL回線の回線調整工事）に規定する工事の申込み又は第37条の4（光回線設備の回線調整等工事）の承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>ただし、工事の着手前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これを返還します。</p> <p>(手続費の支払義務)</p> <p>第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) その協定事業者が光信号端末回線（端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。）、光信号中継回線（光信号中継伝送機能に係るものに限ります。）、光信号局内回線（光信号局内伝送機能に係るものに限ります。）又はその他の機能第23欄（以下「IP通信網回線」といいます。）の設置の申込みの承諾を受けたとき。</p> <p>附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号） この改正規定は、平成26年4月9日から実施し、第71条（通信時間の測定等）に係るものを除き、平成26年4月1日に遡及して適用します。</p>
端末回線伝送機能に係る料金の適用	料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能について、(2)料金額欄に規定する機能を一体として利用する場合にあつては、2-1-1-1第6欄ア(ア)欄に掲げる料金額を適用します。		

(2) 料金額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
光信号 電気信号 変換 機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項表中第2欄で接続する 場合において、光信号電気 信号変換装置により信号 （100Mbit/sまでの符号伝送 が可能なものに限り、） の相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するも の	ア 保守の区別がタ イプ1-1のもの	3,834円
			イ 保守の区別がタ イプ1-2のもの	3,834円
			ウ アイ以外のもの	3,949円

附 則（令和4年3月28日東相制第21-00073号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和4年3月28日から実施し、この改正規定のうち、第3条（用語の定義）、料金表に定める接続料、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）の料金額及び附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）の料金額については令和4年4月1日より適用します。ただし、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第8欄及び第13欄については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和2年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考		
みなし契約者に関する宛名 情報提供手続費	1件ごとに	27.26円			
優先接続受付手続費	1変更ごとに	121円			
光回線設備線 路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号 ごとの	769円	
		(4) 加算額	①	1 成功 検索ご とに	77円
			②		148円
光配線区域情 報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	38,836円		
ルーティング 番号登録工事 等受付手続費	ア(イ)欄	1件ごとに	47円		
	イ欄	1件ごとに	113円		
同一番号移転 可否情報調査 費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ご とに	654円		
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ご とに	255円		

旧	新
<p>技術的条件集</p> <p>第 5 節の 4 形態 2 - 4 (網構成) (略) (インタフェース仕様)</p> <p>第 19 条の 9 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 31.1 <u>または別表 31.2</u> のとおりとします。 (その他接続に必要な事項) (略)</p> <p>第 29 節の 2 形態 1 7 - 2 (略)</p> <p>(接続方式)</p> <p>第 124 条の 3 当社網と協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は<u>第 9 条 (接続方式) 第 2 項(1)の規定を準用</u>します。 (略)</p>	<p>技術的条件集</p> <p>第 5 節の 4 形態 2 - 4 (網構成) (略) (インタフェース仕様)</p> <p>第 19 条の 9 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 31.1 のとおりとします。 (その他接続に必要な事項) (略)</p> <p>第 29 節の 2 形態 1 7 - 2 (略)</p> <p>(接続方式)</p> <p>第 124 条の 3 当社網と協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 (1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は<u>次のとおり</u>とします。</p> <p style="padding-left: 40px;">ア <u>固定電話及び IP 電話 (0A~J) 接続呼のダイヤル番号</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>接続番号 (固定電話番号)</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>接続番号：市外局番 + 市内局番 + 加入者番号</u></p> <p style="padding-left: 40px;">イ <u>移動体接続呼のダイヤル番号</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>0A0 + CDE + 接続番号</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>0A0：移動体サービス識別番号 (070, 080, 090)</u> <u>CDE：事業者識別コード (C は 0 を除く)</u> <u>接続番号：加入者番号あるいは付加サービス番号</u></p> <p style="padding-left: 40px;">ウ <u>IP 電話接続呼のダイヤル番号</u></p>

<p>別表 1 相互接続箇所毎の接続番号 (略)</p> <p>2. サービス番号への接続条件 (略)</p> <p>(2)市外局番+1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。</p> <p>ア 気象情報提供機能は、形態1-2、形態1-3、形態3-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社入接続及び形態3-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態3-3及び形態4-6での接続番号が00XY+0+市外局番+177(分類1及び分類8とする)の当社出接続において提供する。</p> <p>(略)</p> <p>技術的条件集別表 25.4</p> <p>2. インタフェース仕様 (略)</p> <p>2. 1 Ethernet インタフェース仕様</p>	<p><u>0A0 + CDEF + 接続番号</u></p> <p><u>0A0 : IP 電話サービス識別番号 (050)</u> <u>CDEF : 事業者識別コード (Cは0を除く)</u> <u>接続番号 : 加入者番号</u></p> <p><u>エ 付加的役務接続呼のダイヤル番号</u></p> <p><u>CD + 177</u></p> <p><u>CD : 市外局番</u></p> <p>(略)</p> <p>別表 1 相互接続箇所毎の接続番号 (略)</p> <p>2. サービス番号への接続条件 (略)</p> <p>(2)市外局番+1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。</p> <p>ア 気象情報提供機能は、形態1-2、形態1-3、形態3-2、形態4-3、<u>形態4-6及び形態17-2</u>での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社入接続及び形態3-3、<u>形態4-6及び形態17-2</u>での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態3-3及び形態4-6での接続番号が00XY+0+市外局番+177(分類1及び分類8とする)の当社出接続において提供する。</p> <p>(略)</p> <p>技術的条件集別表 25.4</p> <p>2. インタフェース仕様 (略)</p> <p>2. 1 Ethernet インタフェース仕様</p>
--	--

(略)

- 2. 1. 1 物理的条件  
(略)
- 2. 1. 2 光学的条件  
(略)
- 2. 1. 3 論理的条件  
(略)
- 2. 1. 4 その他の詳細仕様

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格としての IEEE Std 802.3 に規定される機能のうち、Clause37 に規定されている Auto-Negotiation については、原則 disable 設定とし、Full Duplex 固定設定にて直接協定事業者は当社の装置と接続することとする。また、当社波長分割多重装置は、リンクダウン転送機能を利用し、本インタフェースにおいて故障が発生し当該故障を検出した際は、対向する当社波長分割多重装置の直接協定事業者側インタフェースにおいて光出力を停止する場合がある。

その他、実際の相互接続時に使用する機能や設定等の詳細仕様については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定の上、別に定めることとする。

- 2. 1. 5 接続に係る留意事項  
(略)

## 2. 2 SDH/SONETインタフェース仕様

- 2. 2. 1 物理的条件  
(略)
- 2. 1. 2 光学的条件  
(略)
- 2. 1. 3 ジッタ耐力  
(略)
- 2. 1. 4 論理的条件  
(略)

### 2. 2. 5 その他詳細仕様

当社波長分割多重装置は、リンクダウン転送機能を利用し、本インタフェースにおいて故障が発生し当該故障を検出した際は、対向する当社波長分割多重装置の直接協定事業者側インタフェースにおいて光出力を停止する場合がある。

(略)

- 2. 1. 1 物理的条件  
(略)
- 2. 1. 2 光学的条件  
(略)
- 2. 1. 3 論理的条件  
(略)
- 2. 1. 4 その他の詳細仕様

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格としての IEEE Std 802.3 に規定される機能のうち、Clause37 に規定されている Auto-Negotiation については、原則 disable 設定とし、Full Duplex 固定設定にて直接協定事業者は当社の装置と接続することとする。また、当社波長分割多重装置は、リンクダウン転送機能を利用し、本インタフェースにおいて故障が発生し当該故障を検出した際は、対向する当社波長分割多重装置の直接協定事業者側インタフェースにおいて光出力を停止する場合がある。

また、当社波長分割多重装置は、当社特別光信号中継回線の故障時に、別の分波光変換装置を利用することなく、当社特別光信号中継回線の別経路へ切替可能とすることができる。

その他、実際の相互接続時に使用する機能や設定等の詳細仕様については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定の上、別に定めることとする。

- 2. 1. 5 接続に係る留意事項  
(略)

## 2. 2 SDH/SONETインタフェース仕様

- 2. 2. 1 物理的条件  
(略)
- 2. 1. 2 光学的条件  
(略)
- 2. 1. 3 ジッタ耐力  
(略)
- 2. 1. 4 論理的条件  
(略)

### 2. 2. 5 その他詳細仕様

当社波長分割多重装置は、リンクダウン転送機能を利用し、本インタフェースにおいて故障が発生し当該故障を検出した際は、対向する当社波長分割多重装置の直接協定事業者側インタフェースにおいて光出力を停止する場合がある。

また、当社波長分割多重装置は、当社特別光信号中継回線の故障時に、別の分波

技術的条件集別表 3 1. 2

光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様  
(集線型)

[参照規格一覧]

ISO/IEC 8877 (Information technology - Telecommunications and information exchange between systems - Interface connector and contact assignments for ISDN basic access interface located at reference points S and T Second edition 1992)

ISO/IEC 11801 (Information technology - Generic Cabling for Customer Premises First edition 1995.5.31)

IEEE Std 802.1Q (IEEE Standards for Local and Metropolitan Area Networks: Virtual Bridged Local Area Networks 1998)

IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998 Edition)

インタフェース条件

1. 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3 Clause24 及び Clause25 準拠 (100BASE-TX)

通信モード full duplex

ケーブル仕様 ISO/IEC 11801、EIA/TIA-568A CAT5 準拠

コネクタ仕様 ISO/IEC 8877 準拠

なお、当社側コネクタのピン配置は、MDI による接続とする。

2. データリンク層 (レイヤ2) 仕様

IEEE Std 802.3 Clause3 及び IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

2.1 フレーム構成

フレーム構成は、IEEE Std 802.1Q Clause9 に準拠した Ethernet-encoded tag header の構成とする。

光変換装置を利用することなく、当社特別光信号中継回線の別経路へ切替可能とすることができる。

技術的条件集別表 3 1. 2 削除

### 2.1.1 Tag Control Information (TCI) format

Tag Control Information (TCI) format は以下のとおり。

<u>user_priority</u> <u>(3bit)</u>	<u>CFI</u> <u>(1bit)</u>	<u>VID</u> <u>(12bit)</u>
---------------------------------------	-----------------------------	------------------------------

user\_priority フィールド及び CFI フィールドの値は"0"とする。

VID フィールドにおける設定可能な値の範囲は"1~4093"とする。(\*1)

(\*1) VID値については、端末回線単位に1つの値が付与され、当社の光信号電気信号変換装置と協定事業者の電気通信設備との接続に使用する当社光信号電気信号変換装置の1ポートに収容される全ての端末回線間で重複することのない連続した値とする。